

空き店舗活用事業 奨励金について

市では市内商業の振興を図るため、空き店舗活用事業奨励金の交付を実施しています。認定要件を満たし、商業等の事業を開始した方を対象に交付します。

下野市内に出店を考えられている皆様、ぜひともこの制度の利用をご検討ください。

■空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転、閉店等により閉鎖され3か月以上事業の用に供されていない店舗

■奨励金について

- ・事業を開始した月から1年間に限り、対象物件に係る賃借料(敷金、礼金その他これらに類するものを除く)の2分の1に相当する額
- ・限度額は60万円
- ・奨励金は6か月ごとに交付

■対象区域 市内全域

■奨励金受給資格の認定申請

奨励金の交付を受けようとする方は、交付申請の前に、資格認定申請書を記入のうえ、必要書類を添えて提出し、奨励金受給資格者の認定を受け

てください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

■認定の要件

- (1) 市内において空き店舗を賃借して事業を開始する方
- (2) 1年以上営業を継続できる方
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む方
- (4) 市税等を完納している方
- (5) 市民の生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのない方

■認定の通知

申請後、審査を行い、奨励金受給資格を認定したときは、認定書により通知します。

■受給資格認定後から奨励金の交付まで

① 奨励金受給資格を認定された方(認定者)は、事業開始の月から6か月経過した後及び1年を経過した後、奨励金の交付を申請します。

② 奨励金の交付決定を受けた認定者は、請求書を提出します。

③ 認定者に奨励金が交付されます。

■申し込み・問い合わせ先

商工観光課
☎(48)2112

■認定農業者制度を活用し 経営発展をめざそう

この制度は、プロの農業経営者として頑張っていこうとする農業者(法人を含みます)を幅広く育成していこうというものです。5年後の年間農業所得目標を580万円、年間労働時間を2,000時間とした計画を策定した農業者を、市が認定します。

平成26年度申請は、1月23日(金)で締め切りになりますので、お早めに農政課にご相談ください。

※平成27年度から、認定農業者でないと受けられない制度がありますので、ご注意ください。

■問い合わせ先

農政課 ☎(48)2143

■宇都宮都市計画公園の 変更(案)の縦覧について

都市計画法第17条の規定に基づき、宇都宮都市計画公園の変更(案)の縦覧を行います。

■都市計画の種類

宇都宮都市計画公園

■公園の名称

大松山運動公園

■位置及び面積

位置 下野市大松山一丁目、石橋、下石橋

面積 約14.2ha

■縦覧場所

・都市計画課

(下水道庁舎2階)

・スポーツ振興課

(スポーツ交流館)

■縦覧期間

1月7日(水)～21日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

なお、縦覧する宇都宮都市計画公園の変更(案)について、縦覧期間満了の日までに意見を提出することができます。

■問い合わせ先

都市計画課

☎(48)2114

■がん患者と家族の サロン開催(2月)

病気でつらい気持ち、ひとりで抱えていませんか?

「がん患者と家族のサロン」を開催します。病気との向き合い方を学んだり、話し合いの時間を持ったりする場です。お気軽にご参加ください。

医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・社会福祉士・理学療法士・臨床心理士・事務職員がサポートします。

■日時

2月12日(木)

午後2時～4時

■場所

自治医科大学附属病院

新館2階会議室

■内容

・ミニ・レクチャー「リンパ浮腫のケアについて」
・リラクゼーション体験

・自由な語り合い

■参加費 無料

■問い合わせ先

自治医科大学附属病院がん

相談支援室

☎(58)7107